

久喜市議会
平成27年6月定例会
市長提出議案質疑通告

平成27年6月18日（木）

質疑通告者一覧

【議案第52号 専決処分の承認を求めることについて】

通告第3号 渡辺 昌代 議員	1
----------------------	---

【議案第53号 平成27年度久喜市一般会計補正予算（第2号）について】

通告第1号 猪股 和雄 議員	2
通告第4号 川辺 美信 議員	3

【議案第54号 久喜市債権管理条例】

通告第4号 川辺 美信 議員	4
通告第5号 春山 千明 議員	4
通告第6号 石田 利春 議員	4
通告第7号 貴志 信智 議員	5

【議案第59号 姉妹都市の提携について】

通告第1号 猪股 和雄 議員	7
通告第2号 齊藤 広子 議員	7
通告第5号 春山 千明 議員	7
通告第8号 成田ルミ子 議員	7

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について以下伺う。

- (1) この改正により5割軽減、2割軽減対象者が増えると考えますが、それぞれ軽減対象被保険者数とそれに伴う予算について伺う。
- (2) この改正により軽減対象となる被保険者への通知、それ以外の被保険者及び国民健康保険加入以外の方への通知はどのように行うのか、それぞれ伺う。
- (3) 平成26年度4月からの軽減拡充と合わせ、どのように軽減が進んだか伺う。国では、7割軽減についての今後の拡充予定はないのか伺う。

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

共通番号制度（マイナンバー）の通知カード・個人番号カード交付事業

- (1) 日本年金機構の年金情報大量流出事件は、マイナンバー制度の危うさを明らかにした。マイナンバー実施にあたって、個人情報の保護対策について、見解と方針を問う。
- ア マイナンバー制度導入後の個人情報流出の危険についての見解と対策は。
- イ 個人情報の漏洩は当然あり得るとの前提に立って、なりすましなどの対策は。
- ウ 個人情報は中間サーバで集約・一括管理されることになるが、個別自治体で責任を負えないシステムにセキュリティをゆだねざるを得ないことについての見解は。
- エ 10月の共通番号通知後、さっそく12月には税に絡む年末調整などで、企業で共通番号の取り扱いが始まる。個人情報漏洩の機会が飛躍的に拡大するが、見解と対策は。
- オ 久喜市で「特定個人情報保護評価」をどのように進めたか。公表は。
- カ 久喜市で、共通番号制度を使うことを想定・検討している事業は。
- キ 個人情報保護条例の改正の準備状況は。
- (2) 個人番号の通知、個人番号カード申請、交付の手続きをどのように進めるか。
- ア 10月に住民に個人番号通知が郵送されるが、不着、受取人不在、受け取り拒否等の対応は。
- イ 特に、DV被害者等への配慮、住民票住所と実際の住所地が異なる場合の対応は。
- ウ 2016年1月以降に、個人番号カードの受け渡し方法は。
- (3) 共通番号制度についての市民への周知を充実・徹底するべきだが、いかがか。
- ア 久喜市ではこの制度についての市民周知にきわめて消極的と言わざるを得ないが、いかがか。
- イ 市民の理解がきわめて不十分であるという前提に立って、積極的な広報をするべきでないか。
- ウ 共通番号制度の「メリット」とともに、情報漏洩等のリスクがあることを前提として、それに対する対策を講じていることを市民にわかりやすく説明するべきだが、いかがか。

○ 通告第 4 号 川辺 美信 議員

(1) 予算書 P 8～9 歳入 1 総務費国庫補助金 1 総務管理費補助金

通知カード・個人番号カード、いわゆるマイナンバーについてですが、日本年金機構から年金受給者や加入者の個人情報約 1 2 5 万件の流出事件は、公的機関の情報流出として過去最大規模です。マイナンバーは所得や年金支給額、健康保険、介護保険など桁違いの情報を集積して結びつけ個人情報の一元管理化を進めるもので、ひとたび流出事件が起これば被害ははかりしれません。6 月 1 2 日の報道においても「国の情報管理は信用できない」との声が出されています。そこで、今回のマイナンバーについて延期または凍結するべきであると考えますがいかがですか。

○ 通告第4号 川辺 美信 議員

- (1) 債権管理条例の制定によって、担税力の弱い生活困窮者の未納に対して強制力を持って債権を徴収するイメージを持つ市民が少なくないと感じます。市の見解をお伺いします。
- (2) 債権管理条例を制定することで、これまでの債権回収との違いは何ですか。事務手続き上の違いをお伺いします。
- (3) 債権管理条例制定によって、債権回収にどの程度の効果を上げると考えていますか。お伺いします。
- (4) 久喜市債権管理指針P29(1)条例の検討の項目において、「一部の収入未済において、徴収の可能性がまったくないかあるいは極めて低い債権を長期管理していく可能性もある。」「債権の放棄の手続きを迅速化することにより安易な債権放棄が増加する恐れもある。」と記されています。条例制定に当たってどのように整合性を図ったのかお伺いします。
- (5) 債権管理に必要な滞納者の情報共有とありますが、生活困窮による滞納者と資力のある滞納者との区分をどのように行うのかお伺いします。

○ 通告第5号 春山 千明 議員

- (1) 今回提案の条例の中身で久喜市の独自性の部分があるのかお伺いします。
- (2) 一般には用語も含め大変難しい内容の条例となっています。「よくあるQ&A」などを作成し、条例の内容をわかりやすく周知する取り組みも合わせて行うべきですがいかがかお伺いします。

○ 通告第6号 石田 利春 議員

- (1) 定義 第2条にある文言についての説明を求める。
「非強制徴収公債権」の債権徴収には、議会の議決と訴訟手続きを踏まなければ強制徴収できない債権と考えてよいか。
- (2) 強制執行等 第8条の条文解釈についての説明と条文に対する見解を求める。
ア 「相当の期間を経過しても」とあるが、どれぐらいの期間を想定しているのか。

- イ 債権管理指針に示された「久喜市の重点取組債権」において、「非強制徴収公債権等」における「債務名義」のあるものは率にしてどれぐらいか。
 - ウ 「その他特別の事情があると認める場合」とは、どのような場合なのか。
 - エ (2)で「強制執行の手続きをとること」としているが、この場合、「非強制徴収公債権」の債権回収に準じて、議会の議決を経た上で執行するものと理解してよいか。
 - オ (2)で「強制執行の手続きをとること」とは、義務規定と位置付けているのか。
 - カ 「強制徴収公債権」下水道使用料と「私債権」水道料を同時に徴収している債権がある。このような場合、どのような債権管理となるのか。
- (3) 履行期限の繰り上げ 第9条の解釈についての説明と条文に対する見解を求める。
- ア 市の債権について、「履行期限の繰り上げができる理由が生じたとき」としているが、どのような場合か。
 - イ 繰り上げる場合、債務者の同意を得た上で繰り上げることと理解してよいか。
 - ウ 繰り上げの決定は、通知することにより「決定」とみなすのか。債務者の理解はどのように得ていくのか。
 - エ 繰り上げの期限が来て、尚履行されない場合は、第8条の強制執行の対象とするのか。
- (4) 債務者に関する情報の利用 第15条の解釈についての説明を求める。
- ア 「管理に必要な範囲内」とは、具体的事例を示して説明を。
 - イ 強制徴収公債権以外の債権の情報を共有することで、債権管理の適正化が進む事例はどのような事例が考えられるか説明を。
 - ウ 債権の情報を共有することで、非強制徴収公債権で設定した第11条、第13条、第16条につながる場合も想定できると考えるがいかがか。
- (5) 債権の放棄 第16条の解釈について説明を求める。
- ア 「非強制徴収公債権等」の放棄についての条文、(1)において「相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき」としている。相当の期間はどれぐらいと想定しているか。
 - イ 「見込みがないと認められるとき」の判断は、誰がどのように進めていくのか。

○ 通告第7号 貴志 信智 議員

- (1) 久喜市債権管理条例第8条の規定によると督促をしてもなお相当の期間履行されない非強制徴収公債権や私債権に対して、強制執行や訴訟手続きにより履行の請求をすることなどが規定されている。本条例制定後はこれらの手続きにどう取り組んでいくのか、市の考えを伺う。
- (2) 久喜市債権管理条例第8条、第11条、第16条にある「相当の期間」とは、どの程度の期間を想定するか。福知山市では同様の条例の施行規則において「相当の期間は1年を超えない期間とする」と期間の上限を示しているが、「相当の期間」の上限について

どのように考えるか。

- (3) 久喜市債権管理条例第13条に規定されている「無資力」とは、どのような状況を想定するか。
- (4) 久喜市債権管理条例第16条に規定されている「相当の回収努力」とは、何をもって判断するのか。
- (5) 久喜市債権管理指針において、収入未済に対する徴収額の目標を定めることを検討する旨の記載がある。久喜市債権管理条例の制定に伴い目標値の設定は行うのか。

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

(1) 姉妹都市提携後、今後毎年の、久喜市として計画している事業および予算見込みを明らかにされたい。

○ 通告第2号 齊藤 広子 議員

(1) 議案の中に明記されている目的を達成する手段として、文化、教育、産業、経済、その他の交流とあるが、「産業」「経済」の部分では、どのような事が期待できるのか。

○ 通告第5号 春山 千明 議員

(1) 議案の内容に両市民がお互い理解し合い友情を深めるため行っていく交流が掲げられています。この議案は自治振興課が所管していますが、自治振興課だけでは進められないと思います。交流の担当がそれぞれ違ってくるかと思いますがどのような関わりをもって進めていくのかお伺いします。

○ 通告第8号 成田 ルミ子 議員

(1) 1987年オレゴン州ローズバーグ市と旧菖蒲町とのホームステイ交流をきっかけに1993年に姉妹都市協定を結び、姉妹都市交流事業が始まった歴史は理解いたしますが、なぜ合併から5年を過ぎた今、改めて今回、久喜市と姉妹都市の提携を結ぶのでしょうか。理由は。

また、合併してから現在までのローズバーグ市との国際交流の活動実績は。